

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様へ

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

当組合では影響を受けられたご契約者の皆様を対象に、以下の**特別措置**を実施しております。この措置の適用をご希望の方は、当組合またはご契約のお取扱地方委員までお申し出ください。

特別措置の対象となるご契約者

新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義（感染者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として地方委員との対面をご希望されない場合、ご契約の地方委員が休業や業務縮小、対面募集を自粛している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられたご契約者が対象となります。

特別措置延長後の内容（共済掛金の払込猶予）

□ 共済掛金の払込猶予

令和3年4月26日（月）から令和3年10月31日までにお支払いが必要な共済掛金は、**令和3年10月31日（日）まで**を限度にその払込みを延期することができます。

お問い合わせ先

北海道火災共済協同組合	電 話 011-231-1322 E-mail kasaikyosai@mbh.nifty.com
取 扱 地 方 委 員	当組合ホームページ上の地方委員（取扱窓口）でご確認ください。 取扱地方委員はご契約証書の右上欄にも記載しております。

ご連絡の際に、**契約証書番号**をお知らせいただきますとスムーズな対応ができますのでご協力ください。